

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を
改正することについて

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

企業等の新規立地及び市内企業等の施設再整備の促進を目的として設けている奨励処置の対象となる指定地域について、秦野丹沢テクノパーク及び秦野中井インターチェンジ南地区を追加するため、改正するものであります。

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を
改正する条例

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例（平成16年秦野市
条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中ウをオとし、イをエとし、アの次に次のように加える。

イ 秦野丹沢テクノパーク（秦野都市計画地区計画戸川地区地区計画（令
和7年秦野市告示第100号）に定める産業利用区画をいう。）

ウ 秦野中井インターチェンジ南地区（秦野都市計画地区計画秦野中井イ
ンターチェンジ南地区地区計画（令和7年秦野市告示第101号）に定
める産業街区A及び産業街区Bをいう。）

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第17号 秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指定地域 次に掲げる地域をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 秦野丹沢テクノパーク（秦野都市計画地区計画戸川地区地区計画（令和7年秦野市告示第100号）に定める産業利用区画をいう。）</u></p> <p><u>ウ 秦野中井インターチェンジ南地区（秦野都市計画地区計画秦野中井インターチェンジ南地区地区計画（令和7年秦野市告示第101号）に定める産業街区A及び産業街区Bをいう。）</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(2)－(12) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指定地域 次に掲げる地域をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)－(12) (略)</p> |

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を
改正することについて

1 改正の理由

本市では、産業基盤の強化を図るため、平成16年度に本条例を施行し、工業専用地域、工業地域及び東名秦野テクノパークに立地する企業を対象に、固定資産税等の課税免除や奨励金の交付により、市外からの新規進出や市内企業の施設再整備を支援しています。これまでに条例の適用を受けた企業は、市外からの新規立地が8社、市内移転や規模拡大が32社の合計40社となっています。

戸川地区及び秦野中井インターチェンジ南地区では、高速道路のインターチェンジに近接する利便性を生かした製造業等の立地が期待できることから、新たな産業系土地利用の取組を進めてきました。当該地区の用途地域が、令和7年11月11日付けで、工業専用地域から工業地域に変更されたことに伴い、当該地区を本条例の指定地域に追加するため、改正するものです。

2 改正の内容

(1) 指定地域の追加（第2条関係）

| 改正後 | 現行 |
|-----------------|---------------|
| 工業専用地域 | 工業専用地域 |
| 工業地域（施設再整備のみ） | 工業地域（施設再整備のみ） |
| 東名秦野テクノパーク | 東名秦野テクノパーク |
| 秦野丹沢テクノパーク | 追加 |
| 秦野中井インターチェンジ南地区 | |

3 施行日

令和8年4月1日

《参考》

1 これまでの条例適用実績

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 新規立地（市外からの誘致） | 8社 |
| (2) 施設再整備（市内既存企業の規模拡大等） | 32社 |
| (3) 雇用促進奨励金の交付 | 4社 |

2 条例の制定・改正の経過

- (1) 平成16年4月1日 条例施行
- ア 指定地域 東名秦野テクノパーク及び工業専用地域
 - イ 奨励処置の内容
 - (ア) 固定資産税・都市計画税の4年間免除
 - (イ) 雇用促進奨励金の交付（30万円／人・限度額600万円）
- (2) 平成21年1月1日 条例の一部改正
- ア 企業立地の期限を2年間延長
 - イ 施設再整備（市内既存企業の建て替え等）を対象に追加
 - ウ 工業地域を指定地域に追加（施設再整備に限る）
- (3) 平成23年4月1日 条例の一部改正
- ア 企業立地の期限を3年間延長
 - イ 施設再整備に伴う土地取得も対象に追加
- (4) 平成26年4月1日 条例の一部改正
- ア 企業立地の期限を5年間延長
 - イ 雇用促進奨励金に係る適用要件の緩和（新規雇用人数を中小企業に限り5人以上、雇用の始期を操業の日から6か月以内に変更）
- (5) 平成30年6月27日 条例の一部改正
- ア 土地の取得等に係る期限の廃止
 - イ 企業立地の期限を5年間延長
- (6) 令和6年4月1日 条例の一部改正
- 奨励処置の拡充
- ア 条例の適用期限を5年間延長（令和13年度末まで）
 - イ 雇用促進奨励金に係る適用要件の拡大（市民の新規雇用に加え、市外からの転入者を対象に追加。本社機能を本市内に移転した場合は1名以上からに拡大）
 - ウ 企業立地奨励金の新設（投下資本額の10分の1、限度額5,000万円）
 - エ 市内企業活用奨励金の新設（投下資本額の100分の5、限度額300万円）
 - オ 見学・体験施設設置奨励金の新設（投下資本額の100分の5、限度額300万円）